

第4章 推進体制

計画の推進体制

○犯罪をした者等の再犯防止に向けた取組を推進し、安全で安心して暮らせる地域社会を実現するとともに、誰にでも居場所と出番のある地域共生社会の構築を行うため、長野県再犯防止推進会議を設置し、効果的な再犯防止の推進を図ります。

構成団体

| |
|-----------------|
| 長野保護観察所 |
| 長野地方検察庁 |
| 長野刑務所 |
| 松本少年刑務所 |
| 有明高原寮 |
| 長野少年鑑別所 |
| 長野県地域生活定着支援センター |
| 長野県弁護士会 |
| 長野県社会福祉士会 |
| 長野県保護司会連合会 |
| 長野県社会福祉協議会 |
| 市町村 |
| 長野県警察本部 |
| 長野県 |

○犯罪や非行の防止と犯罪をした者等の更生について理解を深め、それぞれの立場において力を合わせ、犯罪や非行のない安全・安心な地域社会を築くため、法務省が主唱する“社会を明るくする運動”に協力し、再犯防止の推進を図ります。

“社会を明るくする運動”長野県推進委員会（令和4年度）

委員長 長野県知事
副委員長 長野地方検察庁検事正
副委員長 長野県保護司会連合会長
事務局長 長野保護観察所長